

消火器や火災警報器等の 悪質な訪問販売等にご注意を!

秋田県内において、消火器の悪質な訪問販売事案が発生しています。

【概要】

2人暮らしの高齢者宅へ、男性1名が社名も名乗らず、「消火器の点検をさせていただきます。」と訪問してきた。自宅にあった消火器1本を見せると「10年以上経過しているので交換が必要です。」と言われ、蓄圧式10型消火器1本と交換し、16,600円請求された。

値段が高いとは思ったが、「消防署には連絡がとれています。」というので安心して支払ってしまった。「領収書は後日、会社から送られてきます。」と言って男性は帰った。その後、不審に思い消防署へ通報した。

この他にも、住宅用火災警報器等の点検や交換、設置、回収を持ちかけて高額請求する事例など、不適正取引情報が全国各地で多数寄せられています。

● 消火器・火災警報機器等の不適正取引を防ぐポイント

- ・一般家庭において、消火器の設置義務はありません。
- ・「消防署の方から来ました。」などと言って訪問する例もあるようですが、消防本部・消防署では消火器や火災警報機器等の訪問販売や業者への委託などは一切行いません。

● 不審に思ったときは

- ・身分証明書の提示を求める。
- ・契約書への署名や押印、その場での支払いには応じない。
- ・消防本部、署へ相談する。

● 契約してしまったときは

- ・訪問販売は「特定商取引に関する法律」に基づくクーリングオフ制度の対象であり、契約後一定の期間（8日以内）は契約の解除が認められています。悪質訪問販売と疑わしい事例に遭遇した場合は、消費生活センター等に相談してください。



お問い合わせ

鹿角広域行政組合消防本部 警防予防課
TEL 22 - 7325
消防署 予防班
TEL 23 - 4975
十和田分署 予防班
TEL 35 - 2006
小坂分署 予防班
TEL 29 - 2119